

医師の意見書及び保護者の登園届

《医師用》

令和5年6月1日～

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある時期に配慮し、子どもの健康状態が集団で園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症	○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（りんご病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
带状疱疹	ヘルパンギーナ
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	RSウイルス感染症
結核	突発性発疹
咽頭結膜熱（プール熱）※アデノウイルス	伝染性膿痂疹（とびひ）
流行性角結膜炎 ※アデノウイルス	
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症（0157, 026, 0111等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

補足

- ・胃腸炎と診断された場合は、ウイルス性ではなくても、登園届を必要とする。
- ・解熱した次の日を第1日と数える。
- ・発症とは、発熱の症状が現れたことを指す。発症した次の日を第1日と数える。
- ・発熱が無いとは、登園前24時間38℃を超える発熱が無い。登園当日は体温は37.5℃以下で活気があり機嫌もよいこと。
- ・咳が治まっているとは、連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）やつらそうな呼吸もないこと。
- ・嘔吐が治まっているとは、登園前24時間嘔吐がない。また登園当日、食事がとれている、顔色が良いこと。
- ・下痢が治まっているとは、登園前24時間水様下痢がなく、軟便が1日1～2回程度である。また腹痛がないこと。
- ・呼吸器症状が消失しているとは、連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）やつらそうな呼吸もないこと。呼吸の数も 多くなく楽な呼吸をしていること。
- ・登園届には、文章料が発生する場合がある。金額の制限はない。
- ・夜間および休日救急センターでは登園届は発行しない。

以上はあくまでも目安であり、診察した医師の判断が優先される。

なぎさこども園 園長殿	意見書 園児名 _____
病名『 _____ 』	
令和 年 月 日から症状も回復し、 集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。	
令和 年 月 日 _____	
医療機関名 _____	
医師名 _____ ①またはサイン _____	